「渡内小学校子どものいじめ防止基本方針」

東海市立渡内小学校

1．はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができるよう、「東海市子どものいじめ防止基本方針」のもと、いじめのない学校を作るために「渡内小学校子どものいじめ防止基本方針」を策定する。

2．本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
・児童、教職員の人権意識を高める。
・校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築く。
・いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
・いじめ問題について、保護者、地域、関係機関との連携を深める。

3．いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

4．いじめの対応に関する基本姿勢

学校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立つことを大切にし、「心身の苦痛を感じているもの」といういじめの定義に関わるものだけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その児童の周りの状況をしっかりと確認するなど、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

5．いじめ防止について

＜児童に対する指導＞
・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感と成就感を育てる。
・道徳科の授業や学級活動等での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にする心を育む。
・見て見ぬふりをすることは、いじめを助長させる形で関わっていると教え、いじめを見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。
・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。

＜学級として＞
・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
・児童一人一人の変化を見落とさないように、毎日の様子を観察し、多くの教員で情報交換を行いながら見守っていく。
・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

＜学校全体として＞
・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについての本校教職員の理解と実践力を深める。
・いじめに関する講話を全校集会で行う。学校として「いじめは絶対に許されない」と児童に伝える。また、いじめに気付いた時は、担任をはじめ、周りの大人にすぐに知らせることを伝える。
・いじめ問題に関する取組を、児童会など児童が関わる形で行い、児童自身に「いじめは絶対に許されない」という心を育てていく。

・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だよりや学年だより等で伝えて、理解と協力を依頼する。

6. いじめの早期発見について

・東海市子どものいじめ防止宣言を活用し、いじめ防止・早期発見に対する意識を高める。
・日頃から、様子に変化が感じられる児童には、教員が積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、いじめアンケートなどを活用しながら、気付いたことを共有する場を設ける。
・教育相談のアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
・いじめられている児童や保護者からの訴えを親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

7. 適切な対応について

〈対応について〉

・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
・いじめに関する相談を受けた教員は、学年の教員や生活指導主任、保健主事、養護教諭などに相談し、管理職に報告するとともに、校内で情報を共有するようにする。
・いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせるような指導を行う。
・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携しあっていくことを伝えていく。

〈重大事案について〉

重大ないじめ発覚

↓

教育委員会への重大事態の発生を報告

↓

教育委員会が調査の主体を判断

【学校が調査主体の場合】

学校に重大事態の調査組織を設置

↓

ア「いじめ・不登校対策委員会」を調査組織の母体とし、必要に応じた専門家が参画した調査組織。
イすべての調査委員が第三者で構成された調査組織。

事実関係を明確にするための調査を実施

↓

※調査に入る前に児童及びその保護者に対し、重大事態調査に関する説明を実施する。
※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※事実としっかりと向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分に配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※教育委員会は調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
※再発防止に向けた取組の検証を行う。

8. 校内体制（年間計画も含む）について

・校務分掌に「いじめ・不登校対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導主任、養護教諭とし、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。
・「いじめ・不登校対策委員会」の役割は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
・いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
1学期	「渡内小学校いじめ防止基本方針」の内容確認	心の相談室やＳＣの児童、保護者への周知 学級開き､学年開き、ペア活動、運動会エール交換 情報モラル指導	ひまわり相談タイム(児童一人一人へのアンケート)の実施	学年懇談会、ＨＰで「渡内小学校いじめ防止基本方針」の説明・公開 家庭巡回 個人懇談会 学校ボランティアによる掲示物作成
2学期	現職教育「ケーススタディ」 教職員への学校評価アンケート実施	福祉体験教室、人権週間(校長講話､人権教室)､赤い羽根募金活動	ひまわり相談タイム(児童一人一人へのアンケート)の実施 学校評価アンケート実施	個人懇談会、保護者・地域住民への学校評価アンケートの実施
3学期	学校評価アンケート結果検証｢基本方針」の見直し ※校内いじめに関する情報の収集、対応策の検討(通年)	６年生を送る会 ※通年として全校集会での教員講話、道徳教育、体験活動、授業での話し合い活動の充実	※通年として、健康観察の実施､ＳＣ、ＳＳＷによる相談	学校評価アンケート結果検証 ※通年として、学校ボランティアによる読み聞かせ、掲示物作成

9. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

いじめの事実を確認した場合の東海市教育委員会への報告、重大事態発生時については、法に則して、東海市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。また、警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、連絡窓口となる担当職員（教頭）を指定し、連携していく。